

水処理施設における設備の耐用年数と 維持管理等の費用の責任分担について

1. 設備の耐用年数および保証年数

- ・各設備の耐用年数：設置から 10～25 年

例) 計測設備：10 年

汚泥脱水機：15 年

活性炭設備：15 年

受変電設備：20 年

沈殿施設等躯体（金属造）：25 年

場内管きょ設備：25 年

（引用：下水道事業の手引き 平成 26 年版

国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課 監修）

- ・各製品・各部品の保証期間：出荷日から 1 年間（メーカー）

2. 維持管理等の費用の責任分担

分 類	責任分担
維持管理 （引渡時に用意する予備品および消耗品）※	県 （鴻池 JV）
耐用年数経過後の設備更新	県
瑕疵があった場合の補修等（正式引渡しの日から 10 年間） ※ 発注者側の誤操作および天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。	鴻池 JV

※引渡し時に用意する予備品および消耗品

- ・ 現場で保管が可能なものであること。
- ・ 破損しやすいものであること。
- ・ 維持管理業者が現場で修理、交換できるものであること。

21種 36個 約70万円

例) 中間ろ布（脱水機）：1 セット

V ベルト（各コンプレッサー）：各 1 本

予備残水ポンプ：1 台

フロートスイッチ：2 個

pH ガラス電極：1 本

濁度計センサー：1 個